ACSES ニュースレター_２３９０号（2022 年 10 月 3 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（27 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇飲食店従業員 2 人が CO 中毒、病院搬送　命に別状なし　換気扇作動させず七輪使用　鹿児島市〈新聞報道〉
◇オピオイド薬禍、米社会に影　10 万人犠牲で損失 1 兆ドル〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)〈消費者庁〉
・労働基準関係法令違反に係る公表事案〈厚生労働省〉
・電話勧誘販売業者【株式会社一製薬】に対する行政処分について〈消費者庁〉／電話勧誘販売の一製薬が特商法違反、15 カ月間の業務停止命令〈Web 報道〉
・「旧統一教会に関する消費生活相談の状況について」を公表しました〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・公害健康被害補償不服審査会の裁決について〈環境省〉
・労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働省告示第 302 号）〈官報〉
・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 303 号）〈官報〉
・香川大学幸町キャンパス教育学部附属教職支援開発センターで発生した火災について（お詫び）〈香川大学〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件（国土交通省告示第1024号）〈官報〉
[福島原発事故]
・汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境省告示第76号）〈官報〉
・圧力容器の土台内部調査、11月下旬再開　福島第1原発1号機〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・「次世代原発」共同開発　どこにつくる？　三菱重工と電力4社〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 137 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 140 号）〈官報〉
◇揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 76 号）〈官報〉
[4] 農薬
◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 1489～1491 号）〈官報〉
◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1492 号）〈官報〉
◇ゴルフ場で使用される農薬に係る令和３年度水質調査結果について〈環境省〉

明日葉(アシタバ、鹹草、明日草（アシタグサ）、八丈草・明日穂)

[5] 廃棄物関係
◇ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の策定について〈環境省〉
◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 33 条に基づく再商品化計画の認定について〈環境省・経済産業省〉
◇排ガス、ごみも航空燃料に　「使用済み天ぷら油」足りない事情とは〈新聞報道〉
[6] 環境安全関係
◇～消費行動を環境行動に！　「選ぼう！３Ｒキャンペーン 2022」～ 10 月から全国一斉スタート！〈環境省〉
◇（仮称）村上市胎内市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[7] その他省庁発表　　10 件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　２件
[9] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　　○欧州：22 件　　○米国：15 件　　○中国：１件　　○韓国：１件　　○タイ：４件
○ベトナム：１件　　○オーストラリア：４件　　○ニュージーランド：１件
[10] その他　　２件
[付録]
◇理研、大量リストラまで半年、切迫の労使交渉、中座し戻らぬ人事部長、「4 月 1 日」巡る攻防〈Web 報道〉／理研、研究者の雇用期間上限撤廃へ　通算 10 年超も応募可〈新聞報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇飲食店従業員２人が CO 中毒、病院搬送　命に別状なし　換気扇作動させず七輪使用　鹿児島市
＜南日本新聞　2022 年 9 月 30 日＞　https://373news.com/_news/storyid/163589/
２８日夜、鹿児島市の雑居ビル１階の肉料理店で、アルバイトの従業員２人が、倒れたり手足のしびれを訴えたりして相次いで搬送された。いずれも一酸化炭素（ＣＯ）中毒と診断された。命に別条はない。換気扇を作動させず、七輪を使っており、鹿児島中央署が関連を調べている。
　同署によると、店内には他に従業員２人と客が９人いたが、体調不良などは確認されていない。
　同日午後８時１５分ごろ、「従業員がぐったりしている」と１１９番があった。女性従業員（２０）が床に倒れ、一時意識を失った。約４０分後には男性従業員（４８）に手足のしびれが発症した。
　店では当時、七輪７個を使用。ホールに１カ所、厨房（ちゅうぼう）に２カ所換気扇があった。店側は「作動させ忘れていた」と話している。

◇オピオイド薬禍、米社会に影　10 万人犠牲で損失１兆ドル
＜日経新聞　2022 年 10 月 2 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN14DNM0U2A910C2000000/
米国で麻薬鎮痛剤「オピオイド」乱用による死者の増加が止まらない。2021 年の犠牲者は約 10 万人に達し、過去の薬物問題をはるかに上回る。当初は処方薬による被害が広がり、処方規制後は致死性の高い違法オピオイドが麻薬としてまん延する悪循環に陥った。命を守るには医療的支援が欠かせないが、米社会の偏見や価値観が対

応を遅らせている。
「あまりにも多くの命が日々、失われている」。7月、米上院委員会で国立傷害予...

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)
＜消費者庁　2022年9月30日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030419/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220930_01.pdf
特記事項:ブリヂストンサイクル株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（うち電動アシスト自転車１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件
（うちエアコン（室外機）１件、電動アシスト自転車２件、リチウム電池内蔵充電器１件、
電気毛布（敷毛布）１件、電動立ち乗り二輪車１件、携帯電話機１件、延長コード１件）

・労働基準関係法令違反に係る公表事案
＜厚生労働省　2022年9月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z4L9d8EKXGT5oYr1Y

・電話勧誘販売業者【株式会社一製薬】に対する行政処分について
＜消費者庁　2022年9月30日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030380/

・電話勧誘販売の一製薬が特商法違反、15カ月間の業務停止命令
＜NetIB-News　2022年9月30日＞　https://www.data-max.co.jp/article/49663
経済産業省北海道経済産業局は30日、特定商取引法に違反したとして、健康食品の電話勧誘販売を行う（株）一製薬（福岡市中央区、磯口尚史代表）に対し、15カ月間の業務停止命令を出したと発表した。
調べによると、同社はサプリメント「縁（えにし）」の電話勧誘販売を行う際に、サプリメントを販売するという目的を告げずに、消費者の自宅へ電話していた。
「お薬飲んだり、病院に通ったりしていたら、疲れて。本当、結構ですから」と勧誘を断った消費者に対し、「これは1本だけしか送れない」などと話し、勧誘を続けていた。
さらに、「血管の中のサビとか汚れをとって傷んだ血管を修復してくれるから、血管の大掃除をしてくれるのと、脳に海馬という所があるから、その記憶を司る海馬が萎縮しないように脳にたまっている汚れを取ってくれるから、認知症にならないようにしてくれるんですよ」など、事実と異なる効果を説明していた。
北海道経産局はこれらの行為が特商法に違反すると認定。同社に対し、30日～来年12月29日までの15カ月間、電話勧誘販売による勧誘などの業務を停止するように命じた。
同社の中野親人“会長”（会長と称している）に対しては、30日～来年12月29日までの15カ月間、同様の業務を新たに開始しないように命じた（業務禁止命令）。
北海道経産局によると、一製薬は、2020年12月の特商法違反事件で業務停止命令を受けた（株）大名製薬所から従業員を引き継ぎ、大名製薬所の役員として業務禁止命令を受けた中野“会長”が一製薬の業務を統括し、違反行為を繰り返したという。

・「旧統一教会に関する消費生活相談の状況について」を公表しました
＜消費者庁　2022年9月30日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/other/assets/consumer_policy_cms104_220929_01.pdf
---

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・公害健康被害補償不服審査会の裁決について

＜環境省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/110729_00003.html

公害健康被害補償不服審査会は「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、令和４年９月26日付けで、10件の裁決を行いました。

１　「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく裁決５件

都道府県知事等が行った、水俣病にり患した旨の認定を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件１件、及び水俣病にり患したと認定された者の遺族から、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料を支給しないとする処分を不服として、審査請求されている事件がそれぞれ１件。大気系疾病にり患したと認定された者の遺族から、遺族補償一時金を支給しないとした処分を不服として審査請求されている事件１件（詳細は添付資料参照)。

（１）　裁決年月日 令和４年９月26日（月）

（２）　裁決の内訳 審査請求の棄却　　４件

原処分の取消し　　１件

２　「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく裁決５件

独立行政法人環境再生保全機構が行った、指定疾病にかかった旨の認定を行わないとした処分を不服として審査請求されている事件３件、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を受ける権利の認定を行わないとした処分を不服として審査請求されている事件１件、療養手当を支給しないとした処分を不服として審査請求されている事件１件（詳細は、添付資料参照)。

（１）　裁決年月日 令和４年９月26日（月）

（２）　裁決の内訳 審査請求の棄却　５件

【公害健康被害補償不服審査会について】

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第111条に基づき、国家行政組織法第８条に位置づけられる審査機関として環境庁長官（当時）の所轄の下、昭和49年に設置。 委員は６人で構成され、衆参両院の同意を得て環境大臣が任命する。 次の行政処分に対する審査請求事件を取り扱い、その裁決は、原処分時に適用のあった行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第43条第１項により、関係行政庁を拘束する。 なお、平成28年４月１日からの行政処分に対する審査請求事件については、その裁決は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第52条第１項により、関係行政庁を拘束する。

（１）公害健康被害の補償等に関する法律に基づく都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分。

（２）石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定又は救済給付の支給に関する処分。

・労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働省告示第 302 号）

［官報］　令和４年９月 30 日　号外　第 208 号　290～305 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080290f.html

---

・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 303 号）

［官報］　令和４年９月 30 日　号外　第 208 号　306～308 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080306f.html

---

・香川大学幸町キャンパス教育学部附属教職支援開発センターで発生した火災について（お詫び）

＜香川大学　2022年9月20日＞　https://www.kagawa-u.ac.jp/919/29006/

9月20日（火）午前3時10分頃、本学幸町キャンパス教育学部附属教職支援開発センター１階で火災が発生しました。

消防署の素早い消火活動により直ちに鎮火し、幸いにも、本火災による負傷者はいませんでした。近隣の皆さま及び関係者の皆さまには、早朝より多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。原因に関しては現在、関係機関による調査中ですが、事故原因が判明次第、関係機関の指導を仰ぎつつ、適正な対策を実施する予定です。 本学といたしましては、今後安全管理を徹底し、再発防止に努める所存です。

香川大学長　　筧　善行

□大災害、原発事故対策

[大震災対策]

・構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件（国土交通省告示第1024号）

［官報］ 令和４年９月30日　本紙　第828号　９頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930h00828/20220930h008280009f.html

○国土交通省告示第1024号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十七条第四項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

令和４年９月30日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件

第一　構造

建築基準法施行令第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物（以下「鉄筋コンクリート造の柱等」という。）の構造が、次に掲げる基準に適合するものであること。

一　鉄柱であって、これを支えることができる支線を設けた構造であること。

二　高さが九十メートル以下であるものであること。

三　平成十二年建設省告示第千四百四十九号第一第二号ロに定めるところによる構造計算並びに同告示第二第一号及び第二号に定めるところによる構造計算に準じた構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。この場合において、同告示第二第一号中「広告塔等」とあるのは、「鉄筋コンクリート造の柱等」と読み替えるものとする。

第二　周囲の状況

鉄筋コンクリート造の柱等の周囲の状況が、次に掲げる基準に適合するものであること。

一　山地、原野その他の人が容易に立ち入るおそれがない場所に設けられるものであること。

二　鉄筋コンクリート造の柱等の基礎の部分から周囲の建築物、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十八条第一項若しくは第二項に規定する工作物（平成二十三年国土交通省告示第千二号に規定するものを含む。以下この号において「工作物」という。）、同法第四十二条第一項各号に掲げる道路又は農道その他これに類する公共の用に供する道までの距離が、当該鉄筋コンクリート造の柱等の高さの二倍に相当する距離以上であること。ただし、周囲の工作物の配置その他の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

附　則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

[福島原発事故]

・汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境省告示第76号）

［官報］ 令和４年９月30日　本紙　第828号　９頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930h00828/20220930h008280009f.html

○環境省告示第76号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用

する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和４年９月30日　　環境大臣　　西村　明宏

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

令和四年九月三十日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

福島県の区域のうち、白河市、相馬市、泉崎村、中島村、矢吹町及び小野町の区域

・圧力容器の土台内部調査、11月下旬再開　福島第１原発１号機

＜福島民友新聞　2022年９月30日＞　https://www.minyu-net.com/news/news/FM20220930-731976.php

東京電力は29日、福島第１原発１号機の原子炉格納容器の内部調査について、11月下旬にも再開するとの見通しを示した。溶融核燃料（デブリ）の取り出しに向けた調査で、水中ロボットを使う。

損傷が確認されている原子炉圧力容器の土台の内部を初めて調べるなどして、デブリがある位置の特定を目指す。

内部調査は計画している７工程のうち３工程を終えており、約５カ月ぶりとなる見込み。６月に格納容器内にある堆積物の厚さを測定して以降、東電は調査再開に向けて水中ロボットの操作試験などを進めてきた。

内部調査では、目的や機能が異なる４台のロボットを使う。

投入する１台目は核燃料から検出される放射性物質や中性子を検知できる機能があり、堆積物の中からデブリの位置を特定する調査で使う予定だ。

２台目は格納容器内に広がる堆積物を吸引して持ち帰る。３台目は堆積物の分布状況を3Dマッピングで解析する。

４台目は原子炉圧力容器下部にある土台の内部をカメラで調査する。ドーナツ状の土台の損傷状況を調べる。土台内部には障害物があるため、ロボットの動きが取れなくなれば、残したままにする可能性もあるという。

[原子力施設全般]

・「次世代原発」共同開発　どこにつくる？　三菱重工と電力４社

＜朝日新聞　2022年９月30日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9Y771CQ9YULFA00R.html

三菱重工業は29日、関西電力、九州電力、四国電力、北海道電力の大手４電力会社と共同で、次世代原発を開発すると発表した。2030年代の運転開始を想定しているという。岸田政権が原発推進にかじを切ったことを受けて、開発の動きを本格化させるが、コストなど課題は多い。

新しい原発は従来の加圧水型炉（PWR）を改良したもので、「革新軽水炉」と呼ぶ。岸田政権が新増設や建て替え（リプレース）を検討している「次世代革新炉」の一つだ。関電など４社はPWRの原発を持っており、三菱重工はこれまでも安全性を高めるための新技術の検討を共同で進めてきた。

三菱重工によると、東京電力福島第一原発事故のように炉心溶融が起きた場合に、溶け落ちた核燃料を受け止め、閉じ込めて冷やす「コアキャッチャー」という設備を設置し、既存の原発より安全性が高いとしている。出力は国内にある大型の原発並みの120万キロワット級を想定している。原発事故後に再稼働した関電大飯３、４号機（福井県、118万キロワット）、九州電力の玄海３、４号機（佐賀県、同）と同程度の大きさとなる。

どの電力会社がどこにつくる…

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年10月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28321.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年10月１日版）

＜厚生労働省　2022年10月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28320.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-Rxj6V-UwvpnPxVrY

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3YJgzX-qJANUoQBY
・新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画についてページを更新しました
＜厚生労働省　2022年9月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2022年9月30日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
・医療施設動態調査（令和４年７月末概数）
＜厚生労働省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u14hqx3WgLglfU8pY
・令和３（2021）年医療施設（動態）調査・病院報告の概況
＜厚生労働省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wyZZ02Wu-MBdBTRRY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・アストラゼネカ株式会社の新型コロナワクチンの供用終了と活用状況等について
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-Rxj6V-UwvpnPwFrY
・報道発表資料「アストラゼネカ株式会社の新型コロナワクチンの供用終了と活用状況等について 」を掲載しました。
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3YJgzX-qJANVWIBY
****

[3] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 137 号）

［官報］　令和４年９月 30 日　本紙　第 828 号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930h00828/20220930h008280002f.html

○厚生労働省令第 137 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条の四第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年９月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等） **第十五条の十三**　薬局開設者は、法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に	（調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等） **第十五条の十三**　薬局開設者は、法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に

従事する薬剤師に行わせなければならない。 一　当該薬局内において薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所、居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは薬剤師法第二十二条ただし書に規定する特別の事情がある場合におけるその調剤の業務を行う場所又は次項第一号に規定するオンライン服薬指導を行う場合における当該薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所において行わせること。 二～六　　（略） ２　法第九条の四第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。 一・二　（略） ３～５　（略）	従事する薬剤師に行わせなければならない。 一　当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは同条ただし書に規定する特別の事情がある場合にあっては、その調剤の業務を行う場所をいう。）において行わせること。 二～六　　（略） ２　法第九条の四第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、前項第一号中「設備がある場所」とあるのは、「設備がある場所（次項第一号に規定するオンライン服薬指導を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」とする。 一・二　（略） ３～５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 140 号）

［官報］　令和４年９月 30 日　号外　第 208 号　231～233 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080231f.html

○厚生労働省令第 140 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十八条第一項、第二十三条の二の十五第一項及び第二十三条の三十五第一項並びに臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年９月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（医薬品の製造販売後臨床試験の製造販売業者の遵守事項）	

第九十三条　医薬品の製造販売業者が、第十四条第一項に規定する医療用医薬品（体外診断用医薬品及び専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて皮膚に貼り付けられるものを除く。）について行う製造販売後臨床試験（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第二条第一項第三号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下この条において「医薬品の製造販売後臨床試験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一　医薬品の製造販売後臨床試験の実施に関する医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合するものであること。 二　医薬品の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他医薬品の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医薬品の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。これを変更したときも、同様とする。 三　医薬品の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として、医薬品の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。	第九十三条　削除
（機構による医療機器等審査等の結果の通知）	（機構による医療機器等審査等の結果の通知）
第百十四条の三十八　（略） ２　法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の品質管理又は製造管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査の結果の通知は、様式第六十三の十二による通知書によって行うものとす る。 ３　（略）	第百十四条の三十八　（略） ２　法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二の五第七項若しくは及び第九項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二第二項（医療機器又は体外診断用医薬品の品質管理又は製造管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査の結果の通知は、様式第六十三の十二による通知書によって行うものとす る。 ３　（略）
（医療機器の製造販売後臨床試験の製造販売業者の遵守事項） 第百十四条の五十四の二　医療機器の製造販売業者が、法第二十三条の二の五第一項に規定する医療機器について行う製造販売後臨床試験（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（新設）

第二条第一項第三号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下この条において「医療機器の製造販売後臨床試験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一　医療機器の製造販売後臨床試験の実施に関する医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合するものであること。 二　医療機器の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他医療機器の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医療機器の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。これを変更したときも、同様とす　る。 三　医療機器の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として医療機器の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。	
（医療機器の製造業者の遵守事項） 百十四条の五十四の三　（略）	（医療機器の製造業者の遵守事項） 第百十四条の五十四の二　（略）
（再生医療等製品の製造販売後臨床試験の製造販売業者の遵守事項） 百三十七条の五十五の二　再生医療等製品の製造販売業者が、再生医療等製品の製造販売後臨床試験（再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第二条第一項第三号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下この条において同じ。）の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一　再生医療等製品の製造販売後臨床試験の実施に関する再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合するものであること。 二　再生医療等製品の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他再生医療等製品の製造販売後臨床試験実施の透明性の確保及び国民の再生医療等製品の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。これを変更したときも、同様とする。 三　再生医療等製品の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として再生医療等製品の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果	（新設）

の概要を作成し、公表すること。	

（臨床研究法施行規則の一部改正）

第二条　臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（適用除外） **第二条**　法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等（第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 四　医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等（第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 五　再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等（第一号に規定する研究に該当するものを除く。）	（適用除外） **第二条**　法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第十四条の二の二第五項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第三項に規定する緊急承認における使用成績評価、同法第十四条の四に規定する再審査又は同法第十四条の六に規定する再評価に係るもの（同法第十九条の二第五項又は同法第十九条の四において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 四　医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二の六の二第五項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五条第三項に規定する緊急承認における使用成績評価、同法第二十三条の二の九に規定する使用成績評価に係るもの（同法第二十三条の二の十七第五項又は同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 五　再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項（同法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二十五第三項に規定する条件及び期限付承認又は緊急承認における使用成績評価、同法第二十三条の二十九に規定する再審査又は同法第二十三条の三十一に規定する再評価に係るもの（同法第二十三条の三十七第五項又は同法第二十三条の三十九において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。）

六　（略）	六　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（　経過措置）

第二条　医薬品の製造販売業者、医療機器の製造販売業者又は再生医療等製品の製造販売業者が、こ の省令による改正前の臨床研究法施行規則第二条第三号から第五号までに掲げる製造販売後調査等（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）第二条第一項第三号、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令　（平成十七年厚生労働省令第三十八号）第二条第一項第三号及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）第二条第一項第三号に掲げるものに限る。）を実施する場合は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十三条第二号及び第三号、第百十四条の五十四の二第二号及び第三号並びに第百三十七条の五十五の二第二号及び第三号の規定は、令和五年九月三十日までは、適用しない。

◇揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 76 号）

［官報］　令和４年９月 30 日　号外　第 208 号　234～235 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080234f.html

○経済産業省令第 76 号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）を実施するため、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和４年９月 30 日　　経済産業大臣　　西村　康稔

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正後	改　正　前
（品質管理者の資格） **第十一条**　法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　　［略］ 二　次のいずれかに該当する者であって、揮発油の給油の実務に六月以上従事し、かつ、消防法第十三条の二の丙種危険物取扱者免状の交付を受けているもの イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校若しくは旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科を卒業し若しくは修了した者<u>又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第言万）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二</u>	（品質管理者の資格） **第十一条**　法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　［略］ 二　次のいずれかに該当する者であって、揮発油の給油の実務に六月以上従事し、かつ、消防法第十三条の二の丙種危険物取扱者免状の交付を受けているもの イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校若しくは旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科を卒業し若しくは修了した者<u>又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第言万）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二</u>

十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）若しくは高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者 ロ　［略］	十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。） ロ　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

****

[4] ***農薬***

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 1489～1491 号）

［官報］　令和４年９月 30 日　本紙　第 828 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930h00828/20220930h008280007f.html

農薬の新規登録７件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1492 号）

［官報］　令和４年９月 30 日　本紙　第 828 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930h00828/20220930h008280007f.html

農薬の登録失効５件が公示された。

◇ゴルフ場で使用される農薬に係る令和３年度水質調査結果について

＜環境省　2022 年９月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00606.html

ゴルフ場で使用される農薬について、令和３年度に地方自治体等が実施したゴルフ場排出水等の水質調査の結果を取りまとめましたので公表します。

本調査は、1,605所のゴルフ場を対象に、延べ36,315検体について実施しました。その結果、ゴルフ場の排水口調査で、水濁指針値を超過した事例はありませんでしたが、水産指針値を超過した事例が18件ありました。

１．経緯

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成２年５月に、ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値を定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定しました。

平成29年３月には、水濁指針値に加え、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定しました。その後、平成30年の農薬取締法改正に係る令和２年４月１日施行内容を踏まえ、令和２年３月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定しました。

都道府県等においては、指導指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査、指導が行われています。環境省では毎年、地方自治体等が実施したゴルフ場排出水等の水質調査結果を取りまとめ公表しており、この度、令和３年度の調査結果を取りまとめました。

なお、業務効率化の観点から、地方自治体から国への報告事項の簡素化に取り組み、令和３年度調査から次のとおり調査及び公表内容を変更しております。

＜調査及び公表事項の主な変更内容＞

・ 従来は、指針値が設定されている農薬のほか、調査主体により調査が行われた全ての農薬の調査結果について報告を求めていましたが、令和３年度からは、過去に継続して指針値の超過がみられた農薬及びゴルフ場における使用量が多い農薬等の留意すべき農薬並びに当該年度の調査で指針値超過がみられた農薬について報告を求めることとしました。

・ これに伴い、農薬別の水質調査結果（排水口）については、上記の留意すべき農薬と指針値超過の報告があった検体について公表を行うこととします。なお、都道府県別の水質調査結果の公表事項は変更ありません。

２．令和３年度水質調査結果の概要

［1］調査が実施された都道府県数 ： 47

［2］調査対象となったゴルフ場数 ： 1,605か所

［3］総検体数 ： 36,315検体

［4］排水口調査検体数 ： 9,573検体

［5］水濁指針値超過検体数 ： ０検体（別表１、２のとおり）

［6］水産指針値超過検体数 ： 18検体（別表１、２のとおり）

※評価に用いた指針値は令和４年２月16日時点のものです。

３．調査結果を踏まえた対応

排水口調査の結果、水産指針値を超過した事例が見られたこと、また、前年度調査より減少したものの指針値超過の有無が不明な事例が見られたことから、ゴルフ場関係者に対し、農薬の使用に関する注意喚起を改めて実施するとともに、定量下限値に留意して分析を行うよう、都道府県に求めることとします。

添付資料

【別表１】 都道府県別の水質調査結果

https://www.env.go.jp/content/000077067.pdf

【別表２】 農薬別の水質調査結果（排水口）

https://www.env.go.jp/content/000077500.pdf

【別表１】 都道府県別の水質調査結果

【別表２】 農薬別の水質調査結果（排水口）

［参考資料１］ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成２年５月24日）

https://www.env.go.jp/content/000077074.pdf

［参考資料２］ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針 https://www.env.go.jp/content/000077075.pdf

****

［5］***<u>廃棄物関係</u>***

◇<u>ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の策定について</u>

＜環境省 2022年9月30日＞ https://www.env.go.jp/press/press_00659.html

https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf

今般、ＰＦＯＡ含有廃棄物についての分解処理方法等を取りまとめ、「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」として策定しましたので、お知らせします。

背景と目的

平成21年５月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ＰＯＰｓ条約」という。）第４回締約国会議（ＣＯＰ４）においてペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（以下「ＰＦＯＳ」という。）とその塩が、平成31年４月から令和元年５月に開催されたＰＯＰｓ条約第９回締約国会議（ＣＯＰ９）においてペルフルオロオクタン酸（以下「ＰＦＯＡ」という。）とその塩及び関連物質が、新たに条約附属書への追加が採択されています。

ストックホルム条約でのこのような動きを踏まえ、国内においても、平成22年には「ＰＦＯＳとその塩」が、令和３年には「ＰＦＯＡとその塩」が化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定され、製造、使用等が規制されています。

本技術的留意事項は、ＰＦＯＳとその塩及びＰＦＯＡとその塩並びにそれらを使用した製品（以下それぞれ「ＰＦＯＳ使用製品」、「ＰＦＯＡ使用製品」という。）の製造、使用段階等から排出されたものが廃棄物になったものについて、その適正な取扱い・分解処理を確保するために必要な事項を示すことを目的としています。

対象

本技術的留意事項の対象とする廃棄物は、ＰＦＯＳ使用製品又はＰＦＯＡ使用製品若しくはＰＦＯＳ又はＰＦ

ＯＡの原体が廃棄物になったもの、それらの製造、使用、廃棄等の段階から排出されるＰＦＯＳ等又はＰＦＯＡ等を含有する固形状又は液状の廃棄物です。

◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 33 条に基づく再商品化計画の認定について

＜環境省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00627.html

＜経済産業省　2022年9月30日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220930010/20220930010.html?from=mj

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和４年４月１日から施行されました。同法第33条に基づき、市区町村が再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるとしています。

この度、宮城県仙台市から環境大臣・経済産業大臣宛てに再商品化計画認定の申請があり、審査の結果、令和４年９月30日付けで第１号として認定しましたのでお知らせします。

■ 認定を受けた者

宮城県仙台市

■ 再商品化計画の期間

令和５年４月１日～令和８年３月31日

■ 分別収集物の種類及び量

プラスチック容器包装廃棄物：13,104 トン/年

それ以外のプラスチック使用製品廃棄物： 1,456 トン/年

■ 再商品化の実施方法（再商品化製品）

材料リサイクル（ペレット、フラフ等）

■ 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の名称

J&T環境株式会社

■ 分別収集物を収集しようとする区域

仙台市内全域

■ 再商品化計画の認定制度について

プラスチック資源循環法第33条に基づき、市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、これまで容器包装リサイクル法において市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別、圧縮等の中間処理工程の一体化・合理化が可能になる制度です。

◇排ガス、ごみも航空燃料に　「使用済み天ぷら油」足りない事情とは

＜朝日新聞　2022年9月30日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9Y4SM4Q9VULFA007.html

使い終わった天ぷら油の輸出が増え、価格も急騰している。航空機から出る二酸化炭素（CO2）の量を減らす効果があるとされる「SAF（持続可能な航空燃料）」の原料になるためだ。日本も国産化に乗り出し、大手コンビニチェーンが油提供の検討を始めた。使用済み油の争奪戦が、始まろうとしている。

地球温暖化を抑えようと世界が2050年の脱炭素に向かう中、航空業界も燃料の脱炭素化を迫られている。

電気や水素などが普及し始めている自動車と比べると、航空機の遅れは目立つ。

全日空（ANA）と日本航空（JAL）は、昨年発表した共同リポートで「現在のところ、中大型の航空機は引き続き液体ジェット燃料が必要となる見通し」と記した。

原則として化石燃料を使わないSAFは「切り札」とも言える。目下の課題は、原料の調達だ。

ローソンが提供を検討

コンビニ大手のローソンは、店舗で使い終わった天ぷら油を、国産SAFの原料として提供するための検討を始めた。

親会社の三菱商事が石油元売…

****

[6] ***環境安全関係***

◇～消費行動を環境行動に！ 「選ぼう！３Ｒキャンペーン 2022」～ 10 月から全国一斉スタート！
＜環境省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00629.html
　　令和４年 10 月１日（土）から同年 12 月 15 日（木）　まで

◇（仮称）村上市胎内市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00619.html

****

[7] ***その他省庁発表***

◇特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学省令第 1 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　3 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080003f.html

---

◇大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 33 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　57～103 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080057f.html

---

◇大学設置基準等の一部を改正する省令（文部科学省令第 34 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　103～195 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080103f.html

---

◇大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 129 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　268～270 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080268f.html

---

◇大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（文部科学省告示第 130 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　270～289 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080270f.html

---

◇教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（文部科学省告示第 131 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　289～290 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080289f.html

---

◇国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（財務省令第 49 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　44～56 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080044f.html

---

◇私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（文部科学省令第 35 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　196～213 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080196f.html

---

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 138 号）
　　［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　号外　第 208 号　228 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930g00208/20220930g002080228f.html

---

◇10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です

＜厚生労働省　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u14hqx3WgLglfUEpY

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央鉱山保安協議会　金属鉱業等鉱害防止部会（第２回）　　10 月 11 日

＜経済産業省　2022 年 9 月 30 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47570

1. 第 1 回部会の論点整理
2. 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る 答申（案）

・日本産業標準調査会　標準第一部会　第３３回金属・無機材料技術専門委員会　　10 月 14 日

＜経済産業省　2022 年 9 月 30 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47537

1. 前回議事録の確認について
2. 産業標準の制定について
3. 日本産業規格改正及び廃止について
4. その他

****

[9] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 602 号　2022 年 9 月 22 日　から＞

〇国際

・Emission Scenario Documents

＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年 9 月 14 日＞

https://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/emissionscenariodocuments.htm

排出シナリオ文書（ESD)として以下の文書が公開された。

〇No.42 Emission Scenario Document for Emission of Metals During Primary and Secondary Smelting and Waste Incineration, Covering Recycling of Electrical and Electronic Waste

---

〇欧州

・European Chemicals Agency - proposal for a basic regulation

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 12 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13554-European-Chemicals-Agency-proposal-for-a-basic-regulation_en

標記提案が掲載された。意見募集は 2022/10/10 まで。

・Commission Implementing Decision (EU) 2022/1514 of 8 September 2022 allowing Finland to authorise biocidal products consisting of in situ generated nitrogen for the protection of cultural heritage (notified under document C(2022) 6274) (Only the Finnish and Swedish texts are authentic)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 12 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022D1514&qid=1663029583523

フィンランドが文化遺産の保護のために In-situ generated nitrogen からなる殺生物性製品を承認することに関する委員会執行決定が官報公示された。

・SCHEER - Minutes of the Working Group meeting on Draft Environmental Quality Standards for the WFD Priority Substances & groundwater quality standards of 2 September 2022

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 12 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-working-group-meeting-draft-environmental-quality-standards-wfd-priority-substances-2022-09-12_en 標記に関する SCHEER（Scientific Committee on Health,

Environmental and Emerging）の作業部会の議事録が公開された。

・REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Summary of the Synthesis Report on the operation of Regulation (EU) No 649/2012 concerning the export and import of hazardous chemicals

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 13 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022DC0412&qid=1663297271552

有害化学物質の輸出入に関する規制(EU)No 649/2012 の運用についての 統合報告書の要約が公開された。

〇COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT　→

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022SC0218&qid=1663297271552

・Commission adopts new rules to enhance safety of recycled plastics used in contact of food

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 15 日＞

https://food.ec.europa.eu/news/commission-adopts-new-rules-enhance-safety-recycled-plastics-used-contact-food-2022-09-15_en

食品と接触するリサイクルプラスチックの安全性に関する新しい規則の採択についてのニュースが掲載された。

・Commission Regulation (EU) 2022/1531 of 15 September 2022 amending Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council as regards the use in cosmetic products of certain substances classified as carcinogenic, mutagenic or toxic for reproduction and correcting that Regulation (Text with EEA relevance)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 16 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R1531&qid=1663297620625

標記に関する欧州議会および理事会規則(EC)No 1223/2009 の 改正・訂正が官報公示された。

〇WTO/TBT 通報（意見募集は 2022/11/14 まで）　→

https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F924

・COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Union Synthesis Report on the applicationof Regulation (EC) No 850/2004 on persistent organic pollutants Accompanyingthe document REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS on the application of Regulation (EC) No 850/2004 on persistent organic pollutants

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 16 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022SC0291&qid=1664177486974

POPs 規則に関する COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT が公表された。

・SCCS - Minutes of the Working Group meeting on Methodologies of 6 September 2022

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 16 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-minutes-working-group-meeting-methodologies-6-september-2022-2022-09-15_en

9 月 6 日の SCCS（Scientific Committee on Consumer Safety）の 標記作業部会の議事録が公開された。

・SCCS - Minutes of the Working Group meeting on Cosmetic Ingredients of 7-8 September 2022

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 16 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-minutes-working-group-meeting-cosmetic-ingredients-7-8-september-2022-2022-09-16_en

9 月 7 日～8 日の SCCS の標記作業部会の議事録が公開された。

・COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) …/... amending Regulation (EC) No 1272/2008 as regards hazard classes and criteria for the classification, labelling and packaging of substances and mixtures

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 20 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282022%296485391&qid=1664176041309

CLP 規則の改定案が官報公示された。発効は官報公示の 20 日後。

〇ニュースリリース（意見募集は 2022/10/18 まで）　→

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13578-Introducing-new-hazard-cl

asses-CLP-revision_en
〇WTO/TBT 通報（意見募集は 2022/11/20 まで）　→
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F926
・SCCS - Request for a scientific Opinion on the hair dye Hydroxypropyl p-phenylenediamine and its dihydrochloride salt (A165)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 21 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-request-scientific-opinion-hair-dye-hydroxypropyl-p-phenylenediamine-and-its-dihydrochloride-2022-09-21_en
欧州委員会は SCCS に対して科学的意見を要求した。対象は、染毛剤中の Hydroxypropyl p-phenylenediamine と その dihydrochloride salt の安全性。期限は 9 ヶ月。
・G/TBT/N/EU/927
Draft Commission Implementing Decision not approving cyanamide as an existing active substance for use in biocidal products of product-types3and18inaccordancewith Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council
＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 22 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F927
標記の BPR 規則に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/21 まで。
・SCHEER - Preliminary Opinion open for comments on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the WFD" - Ibuprofen (Deadline: 20 October 2022)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 22 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-preliminary-opinion-open-comments-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-2022-09-22_en
標記に関する SCHEER の予備的な意見が公開された。意見募集は 2022/10/20 まで。
・SCCS - Final Opinion on Genistein and Daidzein
＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 23 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-final-opinion-genistein-and-daidzein-2022-09-23_en
標記に関する SCCS の最終的な意見が公開された。
・ECHA Weekly - 14 September 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 14 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-210<REACH>
〇Intention to restrict creosote and creosote-related substances 標記物質の制限提案意向について
〇Assessment of regulatory needs report published
hydroxyacid amides の規制ニーズ評価レポートについて <Nanomaterials>
〇Can the blood-brain barrier protect the brain from nanos?
最近の Nanopinion ゲストコラムについて
＜Events＞
〇NEW DATE: Data Uploader webinar: converting your chemical data into IUCLID format
標記ウェビナーの日程変更について（2022/09/21 から 2022/10/19 に変更）
・Restrictions : Consultations on SEAC draft opinion
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.echa.europa.eu/restrictions-under-consideration
REACH 規則に係る制限に対する社会経済分析委員会(SEAC)の意見草案に関して 意見募集が開始された。期限は 2022/11/14。 対象は Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAH)。
・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 19 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
2 物質について、CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示（CLH）案が公開された。意見募集は 2022/11/18 まで。

〇barium bis[2-chloro-5-[(2-hydroxy-1-naphthyl)azo]toluene-4-sulphonate];C.I. Pigment Red 53:1
〇fluoroethylene
・Cancer-causing PAHs in clay targets need an EU-wide ban
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 20 日＞
https://echa.europa.eu/-/cancer-causing-pahs-in-clay-targets-need-an-eu-wide-ban
クレー射撃用の標的に含まれるがんを引き起こす PAHs に関して、EU 全域で禁止する必要がある旨のニュースが公表された。
・ECHA Weekly - 21 September 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 21 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-212
＜REACH＞
〇Assessment of regulatory needs reports published　3 物質の規制ニーズ評価レポートについて
＜EU Chemicals Legislation Finder＞
〇Survey on use of health-based limit values 標記の情報収集について。情報提供は 2022/10/10 まで。
・Submitted restrictions under consideration
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 21 日＞
https://www.echa.europa.eu/restrictions-under-consideration
REACH 規則に関連して、付属書 XV（制限）に関する協議が開始された。 対象物質は、以下のとおり。意見の第一次締切は 2022/10/21、協議終了は 2023/03/22。
〇欧州化学品庁(ECHA)　Medium-chain chlorinated paraffins (MCCP) and other substances that contain chloroalkanes with carbon chain lengths within the range from C14 to C17
・Current Testing proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 22 日＞
https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
REACH 規則に基づく 23 の物質群に対する 30 の試験提案が公開された。 意見募集は 2022/11/07 まで。
・ドイツ　「環境保護輸出イニシアティブ」年次会議を開催　（ドイツ／2022.09.02 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 9 月 16 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48014&oversea=1

〇米国

・National Environmental Justice Advisory Council Notice of Charter Renewal
＜米国環境保護庁(US EPA) 2022 年 9 月 13 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/13/2022-19668/national-environmental-justice-advisory-council-notice-of-charter-renewal
標記の憲章の更新が通知された。
・Standard for the Flammability of Clothing Textiles; Notice of Proposed Rulemaking
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 14 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/14/2022-19505/standard-for-the-flammability-of-clothing-textiles-notice-of-proposed-rulemaking
標記の規則制定案が官報公示された。意見募集は 2022/11/14 まで。
・Hypochlorous Acid; Exemption From the Requirement of a Tolerance
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 14 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/14/2022-19799/hypochlorous-acid-exemption-from-the-requirement-of-a-tolerance
次亜塩素酸に関して、標記の最終規則が官報公示された。発効日は 2022/09/14。
・Modification of Significant New Uses of Certain Chemical Substances(21-1.M)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 15 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/15/2022-19023/modification-of-significant-new-uses-of-certain-chemical-substances-21-1m
特定化学物質の重要新規利用規則に関する改定案が官報公示された。 意見募集は 2022/10/17 まで。
〇WTO/TBT 通報　→ https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1918
・EPA Releases Final Determinations of Attainment Status for Air Quality Standards for Smog
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 16 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-final-determinations-attainment-status-air-quality-standards-smog
標記ニュースリリースが掲載された。
・EPA Kicks-Off ‘Pollution Prevention Works: A Storytelling Challenge for Students’
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 19 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-kicks-pollution-prevention-works-storytelling-challenge-students
学生を対象にした「汚染防止」に関する課題が発表され、募集が開始された。 募集は 2023/02/17 まで。
・Proposed Information Collection Request; Comment Request; Proposed Information Collection Request; Comment Request; State Review Framework
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 19 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/19/2022-20173/proposed-information-collection-request-comment-request-proposed-information-collection-request
標記の情報収集要求（ICR）案が官報公示された。意見募集は 2022/11/18 まで。
・EPA Proposes Updates to Formaldehyde Emission Standards for Composite Wood Products
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 20 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-proposes-updates-formaldehyde-emission-standards-composite-wood-products
標記に関するニュースが掲載された。
・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for August 2022
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 22 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/22/2022-20472/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-august-2022
TSCA に基づき 2022/08/01～2022/08/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、
重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)が官報公示された。
意見募集は 2022/10/24 まで。
・Phasedown of Hydrofluorocarbons: Notice of Grant of Request To Extend Compliance Date for Requirements To Control Emissions of Hydrofluorocarbon-23
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 22 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/22/2022-20473/phasedown-of-hydrofluorocarbons-notice-of-grant-of-request-to-extend-compliance-date-for
標記に関する通知が官報公示された。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NSPS for Flexible Vinyl and Urethane Coating and Printing(Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 22 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/22/2022-20543/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-nsps-for
標記のとおり NSPS(The New Source Performance Standards）に関する情報収集要求（ICR）について官報公示された。
意見募集は 2022/10/24 まで。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Secondary

Aluminum Production (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 23 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/23/2022-20618/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり NESHAP (National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants)
に関する情報収集要求（ICR）が官報公示された。意見募集は 2022/10/24 まで。
・EPA Launches New National Office Dedicated to Advancing Environmental Justice and Civil Rights
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 24 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-launches-new-national-office-dedicated-advancing-environmental-justice-and-civil
標記に関するニュースリリースが掲載された。
・アメリカ環境保護庁、PFAS の代表格をスーパーファンド法における有害化学物質 に指定する規制案を公表（アメリカ／2022.08.26 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 9 月 12 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48006&oversea=1
・アメリカ環境保護庁と日本の環境省、二国間環境協力の継続に関する共同声明 を発表（発表日：2022.09.02）
＜環境展望台：国立環境研究所　2022 年 9 月 2 日＞
https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34347

○中国

・G/TBT/N/CHN/1699
Provisions for the Supervision of Cosmetics Online Distribution (Draft)
＜中国　2022 年 9 月 14 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FCHN%2F1699
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/13 まで。

○韓国

・G/TBT/N/KOR/1103
Secondary Cells and batteries containing alkaline of other non-acid electrolytes -Safety requirements for secondary Lithium cellsand batteries,foruse in industrial applications(Technical Regulations for Electrical and Telecommunication Products and Components: KC62619)
＜韓国　2022 年 9 月 19 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FKOR%2F1103
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/18 まで。

○タイ

・G/TBT/N/THA/675
Notification of Cosmetics Committee entitled of Refilled Cosmetics label B.E …
＜タイ　2022 年 9 月 19 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F675
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/18 まで。
・G/TBT/N/THA/676
Notification of Ministry of Public Health to determine criteria and guideline for cosmetics refilling at refill station.
＜タイ　2022 年 9 月 19 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F676
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/18 まで。
・G/TBT/N/THA/673
Notification of the Industrial Product Standards Council Subject: Criteria and Conditions on Importing Industrial Products to the Kingdom for Manufacturing, Assembling, Packaging or Other Usages with the Purpose

to Export Outside the Kingdom B.E. 2565(2022)
＜タイ　2022 年 9 月 19 日＞
https://epingalert.org/en/Search/Index?distributionDateFrom=2022-09-16&distributionDateTo=2022-09-25&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F673
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。発効日は 2022/08/11。
・G/TBT/N/THA/674
Notification of the Industrial Product Standards Council Subject: Criteria and Conditions on Manufacturing Industrial Products Different from the Standard for Export Benefit B.E. 2565(2022)
＜タイ　2022 年 9 月 19 日＞
https://epingalert.org/en/Search/Index?distributionDateFrom=2022-09-16&distributionDateTo=2022-09-25&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F674
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。発効日は 2022/08/11。

○ベトナム

・Draft of Circular guiding measures to distinguish industrial alcohol from food alcohol
＜ベトナム　2022 年 9 月 13 日＞
https://epingalert.org/en/Search/Index?distributionDateFrom=2022-09-12&distributionDateTo=2022-09-16&viewData=G%2FTBT%2FN%2FVNM%2F237
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/12 まで。
・G/TBT/N/VNM/238
Draft National Technical Regulation on thresholds for Persistent Organic Pollutants (POPs) in articles, products, commodities and equipment
＜ベトナム　2022 年 9 月 15 日＞
https://epingalert.org/en/Search/Index?distributionDateFrom=2022-09-12&distributionDateTo=2022-09-16&viewData=G%2FTBT%2FN%2FVNM%2F238
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/14 まで。

○オーストラリア

・New chemical assessment statements published - 14 September 2022
＜オーストラリア　2022 年 9 月 14 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-chemical-assessment-statements-published-14-september-2022
6 物質について、新規化学品審査ステートメントが公表された。
・Available now: download the latest Inventory snapshot
＜オーストラリア　2022 年 9 月 15 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/available-now-download-latest-inventory-snapshot
標記のニュースが掲載された。
・What does ‘significant’ or ‘significantly’ mean in a specific information requirement?
＜オーストラリア 2022 年 9 月 19 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/what-does-significant-or-significantly-mean-specific-information-requirement
標記の記事が掲載された。
・Chemicals added to the Inventory five years after issue of assessment certificate - 21 September 2022
＜オーストラリア　2022 年 9 月 21 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-five-years-after-issue-assessment-certificate-21-september-2022

新たに情報提供義務が適用される６物質が公開された。 輸入または製造（導入）等の状況がオーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)の 評価と異なる場合、28 日以内の報告が必要。

〇ニュージーランド

・ニュージーランド政府、廃棄物削減基金を再開（発表日：2022.09.01）

＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34346

****

[10] *その他*

・大阪公立大病院長に中村氏、ようやく不在解消　病院側と法人側が対立

＜朝日新聞　2022 年 9 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9Y5JCXQ9YPTIL00M.html

大阪公立大は 29 日、医学部付属病院長に現副院長の中村博亮（ひろあき）氏（64）を任命すると発表した。任期は 10 月 1 日から 2025 年 3 月末。4 月に発足した同大学の付属病院長をめぐっては、病院側と大学を運営する公立大学法人大阪側が対立し、不在となる異常事態が続いてきた。

中村氏は整形外科学の教授で、4 月から病院長職務代理者も務めてきた。

病院長人事については 1 月末、前身の大阪市立大医学部の教授らでつくる選考会議が、当時の市大学長だった荒川哲男氏を候補者に選んだが、法人の西沢良記・理事長が「天下り的」などとして任命を拒んだ。

その後、対立が続いていたが、8 月に新しい選考規定のもとで新たな選考会議が立ち上がった。新規定は候補者の条件を、同大学（統合前の大阪府立・市立大を含む）で学長経験がないことや、70 歳未満であることと定め、荒川氏は対象から外れていた。

法人の西沢理事長は「混乱を招いたことに、患者さま、地域のみなさまをはじめ多くの方々に改めておわび申し上げます。新たな病院長の下、特定機能病院としての役割を果たし、より一層高度な医療を展開する」などとするコメントを発表した。

・京芸を「テラスのような大学に」学長が新キャンパスを紹介

＜朝日新聞　2022年10月1日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9Z7GQWQ9PPLZB00D.html

京都市立芸術大学（西京区）は、JR京都駅近くに移転し、新キャンパスでの授業を来年10月2日から始めると公表した。9月20日、赤松玉女（たまめ）学長は、建設が進む新校舎の特徴などについて記者会見で説明し、地域住民や観光客に開かれた「テラスのような大学」を目指すと語った。

京都市は2015年、地元の要望を受け、JR京都駅東側の崇仁地域にキャンパスを移転させる基本構想を策定。部落解放運動の舞台となった同地域を、文化芸術を創造・発信する「シンボルゾーン」とし、京都を訪れる人の玄関口としてにぎわいを生み出す街づくりと一体化した整備を進めている。

新キャンパスの敷地は約3万5千平方メートルで、市によると、移転の総事業費は約269億円。移転により、約千人の学生が現在の沓掛キャンパス（西京区）から移る。

キャンパスはA～Cの三つの地区に分かれており、鴨川沿いのA地区には彫刻や陶芸など、熱や音が出る工房が入る。3階建ての校舎の屋上にあるグラウンドは、A地区北側に新設される市立美術工芸高校（現・銅駝美術工芸高校）と共用する。

中央のB地区は、高瀬川を挟んで市営住宅と隣接。フェンスや門は設けず、地域に住む人との交流広場を設けるという。最も高い7階建てのC地区には、外部の人が訪れることが多い音楽ホールやギャラリーなどが建つ予定だ。同地区に四つある校舎の間は南北に貫く街路になっており、学内外の人が行き交うことを想定しているという。

各校舎には大きな軒や曲線を特徴とする屋根があり、赤松学長は「神社仏閣のイメージを新しい建築の中に取り込んだ。屋根は東山、北山の稜線（りょうせん）を思わせ、町並みに溶け込む形になっている」と説明した。

地域と考え交流できる場に

新キャンパスの移転先は京都の玄関口となる場所。「テラスのような大学」にするという方針には、どんな狙いがあるのか。赤松学長に聞いた。

――芸術と産業・経済をつなぐ、芸術を生業として京都で生活する人材を輩出するためのビジョンは。

「大学が町に開かれ、芸術をする私たちが町から吸収する。また芸術以外の分野の人との双方向のやりとりで、

色んなものを生み出し、一緒に考えていくことが必要だ」

――新キャンパスができる崇仁地域は、歴史的な経緯がある地域だ。

「地域の歴史や文化をリスペクトして学び、次の時代をつくる創作活動に結びつけていくことが大事だ。公立大なので、地域と一緒に考え、双方向に刺激を受けて交流できる場所になれば」

――海外から来る観光客などに対する仕掛けは。

「多くの人が京都駅を使って京都を訪れる。海外のアートスクールでは、演奏会や展示があるところに人が訪れているので、そのような形で京都に来られるようにしたい」

――どうやってにぎわいをつくり出すのか。

「学外に広げた講演会、『イブニングテラス』と仮に名付けているが、夕方、大学に来てもらい、教員やゲストアーティストらの話が聞けるような機会をつくっていきたい。これまで学内向けに実施してきたが、外部向けの設定ではなかった。立地がいいので、コロナ後には、多くの人に集まってもらいたいと思う」

****

[付録]

◇理研、大量リストラまで半年、切迫の労使交渉、中座し戻らぬ人事部長、「4月1日」巡る攻防

＜東洋経済ON LINE　2022年10月1日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/622546

理研人事部長A氏「面接終わりました。雰囲気的に(労使交渉の席に)戻ったほうがいいですか？」

理研幹部B氏「戻らずに17:00で終わらせる方が、(会議を)長引かせないと思います」

理研幹部C氏「終わりましょう」

※()内は編集で補足、他は原文ママ

(研究員の苦境は本日配信の記事「迫る大量リストラ、理研研究者が募らせる危機感」に)

今春に発覚した、理化学研究所が有期雇用の研究者らを2023年3月末で大量にリストラする方針を巡り、撤回を求め続けている理研労組との秋の労使交渉が9月15日の夕方に行われた。開始から間もなくで2時間になる午後5時前ごろ。理研は組合が会議の続行を求めるのを遮り、「今日はこれで終わりにします」と打ち切った。

理研関係者によると、交渉はリモート会議で行われた。理研側の出席者は個別のアカウントで出席しつつ、裏ではグループチャットを使って連絡を取り合っていたという。東洋経済は理研関係者から、その時のグループチャットのスクリーンショットを入手した。

そこには、面接を理由に会議を早々に中座した後、会議に戻れたのに戻らなかった人事部長と、他の幹部の生々しいやり取りなどが記録されていた。その一部が冒頭の内容だ。

この事実に対し、交渉に出席していた組合幹部は「少しでも早く話し合いを進めるべきだが、理研側には誠実さがない」と憤る。3月末で契約の更新を打ち切られる研究者は、「私たちには残されている時間がないのに」と悲しみの表情を浮かべた。

■3月31日、大量の研究者が雇い止めに

理研は、2023年4月1日で有期雇用の通算期間が10年を超える研究者の雇用契約を、1日前の2023年3月31日で終了するとしている。

組合によると今春の段階では、研究者の雇い止めで波及的な影響を受けるスタッフらを含め、約600人が職を失う見通しだった。その後、雇い止めを待たずに理研を去った人がいるため、現時点では約400人がリストラの危機にある状況だ。

2013年4月1日に施行された改正労働契約法で、通算の有期雇用の期間が一般の会社員の場合は5年、研究者など一部の専門職の場合は10年を1日でも超えれば、労働者側は無期転換申込権を得られるようになった。雇用者側に拒む権利はない。

無期転換申込権の発生に先立ち、理研は2つの手を打っている。1つ目が、2016年4月に施行した就業規則の改定だ。理研は有期雇用の研究者の雇用上限は最大で通算10年までとすることを決め、2018年には起算日を2013年4月1日に遡ることを新たに定めた。

2つ目が、2017年2月頃に有期雇用の研究者らに書かせた「従事業務確認書」だ。この確認書では、毎年1年ごとの有期雇用の更新上限が2023年3月31日であることを記し、2023年4月1日に有期雇用の期間が10年を超える研究者らにサインさせた。翌年度以降の有期雇用の契約書にも毎回、2023年3月31日までしか更新しない旨を記している。

複数の研究者らによると、この従事業務確認書は人事部から直接説明を受けて書いたものではない。研究室の上司にあたるPI(研究主催者)から「契約更新に必要な書類だから書いておいて」と言われたパターンが大半という。ある研究者は更新上限の内容に不安を感じてPIに意味を質問すると、「ただの形式的なものだから」と言われたという。

研究者らは「PIは毎年の契約更新の判断権を持っている。逆らって関係を悪化させたくない。PIも、私たちにサインさせなければ理研から睨まれ、研究の予算を減らされる懸念があるのだろう」と語る。そのうえで、「理研から従事業務確認書を根拠に、『2023年3月末の更新上限に同意した』と言われるのは、だまし討ちされた気分だ」と訴える。

背景はともかく、外形的に見れば、理研側は2023年3月31日で有期雇用が通算10年になる研究者らの契約更新を打ち切るうえで、上記の2つの理由を保持していることになる。

■ルール撤廃は雇い止め翌日から

そのような中、新たに大きな動きがあった。理研は7月末、組合側に、就業規則の「有期雇用上限10年ルール」を2023年4月1日に撤廃する方針を伝えたのだ。この日以降に雇用されている有期雇用の研究者は、10年の上限を超えて理研での勤務が可能になる。

理研は上限撤廃の理由について、「通算契約期間の上限があることで、来年度以降の新たな有期プロジェクトへの応募資格がなかった方々に対し、その規制を撤廃し応募の機会を提供するため」などとしている。

ただ問題は、その前日の3月31日で雇い止めになる多くの研究者がいることだ。4月1日から有期雇用上限10年ルールを撤廃しても、そうした研究者の契約打ち切りには効力が及ばない。そのため、組合側は「就業規則の廃止は、3月31日までにするべきだ」と迫り、9月の労使交渉でも説明を求めている。

理研は、労使交渉で合意しなくても4月1日からの撤廃で押し切る方針だ。

撤廃は3月31日か、4月1日か。1日を巡る攻防は、果たしてどのような意味を持つのか。

3月31日で雇い止めとなる研究者が4月1日以降に再び理研に採用されることは理論上可能だ。しかし、組合側は「雇い止め対象の研究者が4月1日以降の契約のポストに申し込んでも、理研がもし採用すれば有期雇用の通算が10年を超えて無期転換申込権を得るため、選考で不利な扱いを受けるのではないか」と疑義を呈する。

理研が4月1日以降の雇用契約で、3月31日に雇い止めした研究者からはわずかな人数だけ採用してアリバイづくりにするのではないか―。研究者らは、そんな強い懸念も抱いている。

一方の理研側は「(従事業務契約書などでの)最終年度契約があるので、3月31日までに就業規則の有期雇用10年上限ルールを撤廃しても、2023年3月31日での契約終了は有効だと思っている。ただ、変に期待をさせたり混乱を招いたりしないために、撤廃は4月1日からにする」「4月1日以降の雇用契約の募集で、不利益な扱いをしないように周知徹底する」などと主張し、一歩も譲る気配はない。

■そもそも効力の薄い上限ルール

では、法的な面から「10年上限ルール」と従事業務確認書の妥当性を評価するとどうか。

労働法に詳しい法政大学法学部教授の沼田雅之氏は「まず、そもそも従事業務確認書にサインしたからと言って、更新上限に同意したことにはならない。サインしなければ契約更新することが難しい状況であれば、本人の自由意思によるものとは言えないからだ。判例でも、博報堂が不更新条項を理由に行った雇い止めを無効としている」と話す。

さらに、沼田氏は理研が2016年に改正・施行した就業規則の有期雇用上限10年ルールについても、「労働者にとっては不利益変更にあたる。労働契約法10条では、合理性がない限りは不利益変更を認めていない。起算日を2013年4月1日に遡及している点も大いに問題だ。不利益を遡及すると、法的安定性を害する」と指摘する。

しかも、理研は東洋経済の取材に対し、「(有期雇用10年上限の)通算契約期間の起点については、改正労働契約法を参考に2013年4月とした」と回答した。これでは、無期雇用転換逃れが目的であると自白しているのに等しい。

タイムリミットの3月末までもう半年しかない。労使間の話し合いが双方納得する形で折り合う可能性は、今のところ極めて低い雰囲気だ。

どのような結末になるにせよ、人事部長が労使交渉を早々に抜けたうえで、会議を早く終わらせるために戻らないような理研の姿勢からは、研究者1人ひとりの人生やキャリアに向き合う真摯さは感じられない。

理研には、旬な研究をやる人材が座る席を確保するために流動性を確保したいという事情や、そもそも国から割り当てられる固定の人件費自体が､有期雇用者の無期転換に対応できる形では増えていないという事情もある。

だが、理研が、「出口」において丁寧なプロセスを経ることなく多数の研究者を追い出す行為は今後、「入口」に影響し、有望な志望者の減少へと跳ね返る恐れがある。そうなれば、岸田文雄政権が掲げる科学技術立国がますます遠のく。割を食うのは国民だ。

・理研、研究者の雇用期間上限撤廃へ　通算10年超も応募可
＜日経新聞　2022 年 9 月 30 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE293AD0Z20C22A9000000/
国立研究機関、理化学研究所は研究職の雇用期間について、通算 10 年までとしていた上限を 2023 年 4 月に撤廃する方針を固めた。テーマごとの有期契約の研究者が多いなか、先端設備が整う環境での研究機会を増やすことが狙い。他の機関や大学に転出する研究者らへの支援策も検討する。理研の取り組みをきっかけに、全国的に制度見直しが広がるかが注目される。
理研は近く新たな人事施策を公表する。16 年の就業規則の改正で.
********** 以上 **********